

令和2年11月27日

洞爺湖町議会令和2年11月会議  
議 案

附 議 議 案

議 案 番 号

件

名

議案第 30 号 洞爺湖町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について

議案第 31 号 洞爺湖町特別職の職員の給与等に関する条例の一部改正について

議案第 32 号 洞爺湖町職員の給与に関する条例の一部改正について

議案第 33 号 令和 2 年度虻田郡洞爺湖町一般会計補正予算（第 7 号）

議案第30号

洞爺湖町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について

洞爺湖町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和2年11月27日提出

洞爺湖町長 真 屋 敏 春

洞爺湖町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

第1条 洞爺湖町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（平成18年洞爺湖町条例第29号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「100分の225」を「100分の220」に改める。

第2条 洞爺湖町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「100分の220」を「100分の222.5」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和3年4月1日から施行する。

議案第31号

洞爺湖町特別職の職員の給与等に関する条例の一部改正について

洞爺湖町特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和2年11月27日提出

洞爺湖町長 真屋敏春

洞爺湖町特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例

第1条 洞爺湖町特別職の職員の給与等に関する条例（平成18年洞爺湖町条例第33号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「100分の225」を「100分の220」に改める。

第2条 洞爺湖町特別職の職員の給与等に関する条例の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「100分の220」を「100分の222.5」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和3年4月1日から施行する。

議案第32号

洞爺湖町職員の給与に関する条例の一部改正について

洞爺湖町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和2年11月27日提出

洞爺湖町長 真屋敏春

洞爺湖町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第1条 洞爺湖町職員の給与に関する条例（平成18年洞爺湖町条例第36号）の一部を次のように改正する。

第21条第2項及び第6項中「100分の130」を「100分の125」に改める。

第2条 洞爺湖町職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第21条第2項及び第6項中「100分の125」を「100分の127.5」に改める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和3年4月1日から施行する。

議案第33号

令和2年度虻田郡洞爺湖町一般会計補正予算（第7号）

令和2年度虻田郡洞爺湖町一般会計補正予算（第7号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ67,287千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9,434,179千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和2年11月27日提出

洞爺湖町長 真 屋 敏 春

第1表 歳入歳出予算補正

1 歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
15. 国庫支出金		2,310,371	3,887	2,314,258
	2. 国庫補助金	2,045,529	3,887	2,049,416
19. 繰入金		180,307	63,400	243,707
	1. 繰入金	180,307	63,400	243,707
歳入合計		9,366,892	67,287	9,434,179

## 2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
4. 衛 生 費		393,980	3,887	397,867
	1. 保 健 衛 生 費	125,635	3,887	129,522
14. 新型コロナウイルス感染症対策費		1,306,349	63,400	1,369,749
	1. 新型コロナウイルス感染症対策費	1,306,349	63,400	1,369,749
歳 出 合 計		9,366,892	67,287	9,434,179